

防災情報等多言語配信システム導入業務委託仕様書（システム仕様適合確認表）

項目	必須	適合の有無 (○or×)	補足説明（代替案）
1 メール機能に関すること（管理・登録設定・配信）			
(1) 管理及び配信の権限			
① 町が指定した者（以下「管理者」という。）のみが配信できるものとする。管理者は、与えられたID及びパスワード等を用いてインターネット経由でシステムにログインし、管理及び配信を行うものとする。管理者ID数は、5ライセンス以上であること。	○		
② 管理者は担当者アカウントの管理及び設定ができること。	○		
③ 管理者は担当者及び担当者グループの登録・編集・削除ができること。	○		
④ 管理者は担当者毎に、「管理者」「承認担当者」「配信担当者」「作成担当者」のいずれかの役割が設定できること。			
⑤ 管理者は担当者グループ毎に、メッセージの配信ができる配信カテゴリを設定できること。			
⑥ 管理者は受信者の個人情報について、担当者毎に「すべて閲覧可能」「宛先情報は閲覧不可」「全て閲覧不可」から表示設定が選択できること。			
⑦ アクセスログをID毎に取れること。			
(2) 受信者の登録、変更及び解除について			
① 各配信媒体における受信者登録の方法が記載された案内画面を用意すること。	○		
② 登録画面及び更新画面では利用規約を表示させ、受信者が承諾することによって登録完了させる仕組みとなっていること。	○		
③ 受信者が所定のメールアドレスにメールを送信することにより登録、配信情報の変更及び解除ができること。	○		
④ 管理者は、受信者のメールアドレス等を登録、変更及び解除できること。	○		
⑤ CSVファイルにより一括して受信者のメールアドレス等を登録できること。	○		
⑥ 受信者の登録については、町が指定した様式を基に、登録作業を提供者（事業者）が行うことができること。	○		
⑦ 配信先として登録された町民をグループ分けできること。	○		
⑧ 自動、手動及び予約配信の別を問わず、配信情報や内容により配信先として登録されたグループを選択できること。	○		
(3) メール配信機能			
① インターネットを経由して電子メールによる配信ができるものであること。	○		
② 配信端末はIP制限の切り替えができること。（通常時は固定IPのパソコンから配信するが、緊急時は変動IPの携帯電話から配信を想定）	○		
③ パソコン、スマートフォン等の携帯電話全般に配信できること。	○		
④ J-ALERTと連携した自動配信に対応していること。また、管理者が自動配信機能のオンオフを設定できること。			
⑤ 気象情報等と連携した自動配信に対応していること。また、管理者が自動配信機能のオンオフを設定できること。			
⑥ 管理者による手動配信に対応していること。	○		
⑦ 配信日時等の予約配信に対応していること。	○		
⑧ エリアメール及び緊急情報メールを配信できること。			

⑨	メールでの情報の受信を選択した受信者へ、メールによる情報の一斉配信ができること。	○		
⑩	高速メール配信能力があること（ <u>1分間に何件程度配信可能か</u> 補足説明に記載すること）	○		
⑪	最大同時配信数は何件程度か、補足説明に記載すること。	○		
⑫	大量のメールを配信することにより生じる携帯電話事業者の配信制限（キャリアブロック）を回避する適切な措置が講じられていること。	○		
⑬	携帯キャリアが迷惑メールとしてブロックした場合には、非ブロックのスレッドから再配信できること。	○		
⑭	あらかじめ登録した文例から選択できること。文例は編集することが容易であること。	○		
⑮	日本語・英語・ヒンディー語（以下「多言語」という。）で内容を登録することができること。	○		
⑯	多言語の内容が登録されている場合、メッセージの配信により同時に多言語の情報配信が行えること。その場合、それぞれの言語を希望する受信者毎に自動的に振り分けられ送信できること。	○		
⑰	配信文は多言語に変換し、配信することができること。	○		
⑱	気象情報等の構造化された自動転送情報を、事前に作成した言語テンプレートに置換し、即時に自動配信できること。			
⑲	費用の増加無しで、⑮以外の外国語に変換し、配信することができること。			
⑳	配信履歴を一覧表示でき、配信状態・配信期間・キーワードによる検索ができること。	○		
㉑	配信履歴として、配信日時、作成者、作成日時、配信対象、対象人数、配信媒体、配信タグ、配信内容を確認できること。	○		
㉒	配信履歴として配信対象者一覧を表示でき、配信状態を確認できること。また、配信対象者を配信媒体、配信状態、キーワードで検索できること。	○		
㉓	一定回数不達になった配信先を自動で配信停止にできること。また、配信を停止した配信先は、システム上で閲覧可能とし、再度配信対象に回復させる機能を有すること。	○		
㉔	未着先に自動で再配信ができること。			
㉕	送信者が予め指定した設問に対して、受信者が返信できること。			
㉖	受信者が返信する際、写真を送信できること。			
㉗	タイトルや本文など必須入力項目が未入力のまま操作を進められないよう入力チェックが行われること。	○		
㉘	機種依存文字の入力チェックが行われること。また、機種依存文字が入力されていた場合には、自動的に機種依存とされない文字に変換される機能を有すること。ただし、対象とする機種依存文字は一般的によく使用される一部のものとする。	○		
㉙	書きかけのメッセージを保存し、後に再編集できること。	○		
㉚	配信前の確認画面において、印刷専用の画面表示ができること。印刷専用画面はおよそA4用紙1枚に収まるようにレイアウトされ、紙面上部に決裁押印欄として活用可能なスペースを設けること。また、配信予約したメッセージにおいても、印刷専用の画面表示ができること。	○		
㉛	テスト用アドレスを作ることによって、配信前に作成したメッセージのテスト送信ができること。	○		
㉜	保存済み、送信済みのメッセージから内容を引用し、新たなメッセージを作成できること。	○		
㉝	メッセージの雛形をテンプレートとして無制限に作成でき、編集・削除できること。	○		

③④	テンプレートには、配信内容・配信タグ・配信カテゴリ・配信媒体を雛形として登録できること。	○		
③⑤	テンプレートを一覧表示でき、並び順を設定できること。	○		
③⑥	テンプレートの絞り込み検索ができること。			
③⑦	絞り込み検索後、テンプレートの内容を反映したメッセージの新規作成画面に移動し、メッセージの作成・配信ができること。			
2 電話機能に関すること（管理・登録設定・発信）				
(1) 管理及び発信の権限				
①	町が指定した者（以下「管理者」という。）のみが発信できるものとする。管理者は、与えられたID及びパスワード等を用いてインターネット経由でシステムにログインし、管理及び発信を行うものとする。管理者ID数は、5ライセンス以上であること。	○		
②	管理者は担当者アカウントの管理及び設定ができること。	○		
③	管理者は担当者及び担当者グループの登録・編集・削除ができること。	○		
④	管理者は担当者毎に、「管理者」「承認担当者」「発信担当者」「作成担当者」のいずれかの役割が設定できること。			
⑤	管理者は担当者グループ毎に、メッセージの発信ができる発信カテゴリを設定できること。			
⑥	管理者は受信者の個人情報について、担当者毎に「すべて閲覧可能」「宛先情報は閲覧不可」「全て閲覧不可」から表示設定が選択できること。			
⑦	アクセスログをID毎に取れること。			
(2) 受信者の登録、変更及び解除について				
①	管理画面からの登録ができること。CSVファイルからの一括登録ができること。	○		
②	発信先として登録された町民をグループ分けできること。	○		
③	自動、手動及び予約発信の別を問わず、発信情報や内容により発信先として登録されたグループを選択できること。	○		
(3) 電話（音声）発信機能				
①	固定電話、スマートフォン等の携帯電話全般に配信できること。	○		
②	J-ALERTと連携した自動発信に対応していること。			
③	音声合成機能により生成した音声の確認が発信前にできること。	○		
④	受信者が架電発信用の電話番号に折り返し発信することで、直前の発信内容を再生できること。	○		
⑤	気象情報等と連携した自動発信に対応していること。			
⑥	管理者による手動発信に対応していること。	○		
⑦	配信日時等の予約発信に対応していること。	○		
⑧	エリアメール及び緊急情報メールと連携した自動発信に対応していること。			
⑨	電話での情報の受信を選択した受信者へ、音声合成機能で音声データに変換したメッセージの内容を架電によって一斉発信できること。	○		
⑩	音声合成機能で生成する音声は、女性または男性の声から選択でき、また話速を調整できること。	○		
⑪	高速で音声発信が出来ること（ 1分間に何件程度発信可能か補足説明に記載すること ）	○		
⑫	地震、津波、各種注意報、警報と連携して、予め設定したグループに対し自動発信できること。	○		
⑬	未着先に自動で再発信ができること。			

⑭	タイトルや本文など必須入力項目が未入力のまま操作を進められないよう入力チェックが行われること。	○		
⑮	機種依存文字の入力チェックが行われること。また、機種依存文字が入力されていた場合には、自動的に機種依存とされない文字に変換される機能を有すること。ただし、対象とする機種依存文字は一般的によく使用される一部のものとする。	○		
⑯	書きかけのメッセージを保存し、後に再編集できること。	○		
⑰	発信前の確認画面において、印刷専用の画面表示ができること。印刷専用画面はおよそA4用紙1枚に収まるようにレイアウトされ、紙面上部に決裁押印欄として活用可能なスペースを設けること。また、発信予約したメッセージにおいても、印刷専用の画面表示ができること。	○		
⑱	保存済み、発信済みのメッセージから内容を引用し、新たなメッセージを作成できること。	○		
⑲	メッセージの雛形をテンプレートとして無制限に作成でき、編集・削除できること。	○		
⑳	テンプレートには、発信内容・発信タグ・発信カテゴリ・配信媒体を雛形として登録できること。	○		
㉑	テンプレートを一覧表示でき、並び順を設定できること。	○		
㉒	テンプレートの絞り込み検索ができること。			
㉓	絞り込み検索後、テンプレートの内容を反映したメッセージの新規作成画面に移動し、メッセージの作成・発信ができること。			
3 提供方式及び動作環境				
(1) 提供方法				
①	機器及びソフトウェアの設置及び導入は不要であり、事業者が提供する環境（データセンター等）によるインターネット経由でのサービス（ASP方式）であること。	○		
(2) 動作環境				
①	OS Windows Server 2012 R2 (x64) Standard 日本語版、Windows10の全バージョンに対応していること。	○		
②	ブラウザ Internet Explorer11.0、Google Chrome、Microsoft Edgeに対応していること。	○		
4 セキュリティ及びサポートに関すること				
(1) セキュリティ対策について				
①	ウイルス対策ソフトを導入し、不正なプログラムが受信者に配布されない仕組みであること。	○		
②	不正アクセス等の防止策が万全に講じられていること。	○		
③	事業者は、システム及び登録者の情報管理に万全を図るものとし、システムに携わる者に対して守秘義務を課すとともに、情報漏洩対策が講じられていること。	○		
④	その他必要な対策を講じている場合は、詳細を提案書に記載すること。	○		
(2) データセンター				
① 立地	ア 日本国内に設置されていること。	○		
	イ 浦河町役場庁舎から100km以上離れた場所に設置されていること。	○		
② 洪水・内水リスク	データセンターの位置する自治体による洪水・内水ハザードマップ（最新版）において、洪水については0.5m未満、内水については0.2m未満の浸水とされている地域に立地していること。	○		

③ 津波リスク	データセンターの位置する自治体による津波浸水想定において、浸水想定区域外に立地していること。	○		
④ 高潮リスク	データセンターの位置する自治体による高潮浸水想定において、浸水想定区域外に立地していること。	○		
⑤ 地盤の安定性	下記のいずれかの基準を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ PL値もしくは専門家の判断により、液状化危険度が「かなり低い」 ・ PL値の結果、液状化危険度が「極めて高い」、「高い」、「低い」で液状化対策を実施している <液状化指数PL値 判定基準> <ul style="list-style-type: none"> ・ $PL = 0.0$: 液状化発生の危険性がない、あるいはかなり低い ・ $0.0 < PL \leq 5.0$: 液状化発生の可能性が低い ・ $5.0 < PL \leq 15.0$: 液状化の可能性が高い ・ $15.0 < PL$: 液状化の危険性が極めて高い耐震・免震設計について必要かつ十分な措置が施されていること。 	○		
⑥ 施設周辺の環境	地震後火災による延焼危険度の高い住宅密集地、爆発物を持つ危険施設がある地域、復旧活動のためのアクセスルートが複数確保し難い地域などに位置していないこと。または位置しているが対応準備があること。	○		
⑦ 建物用途	建物用途は、次のうちのいずれかに該当すること。 a データセンター専用 b 複数用途ではあるが、ビルの定期点検等に対して、何らかのバックアップ対策を立て、データセンターの機能が予定外に停止する懸念の無いテナント。	○		
⑧ 防火・耐火	ア 隣地及び隣棟との離隔により、類焼防止策が施されていること。	○		
	イ 建築基準法に規定する耐火建築物であること。	○		
	ウ 建築基準法、消防法に規定する非常用設備及び防災設備を有すること。	○		
⑨ 防水	ア 外壁、屋根、出入口等には、防水措置を講じていること。	○		
	イ 上位階に水利施設やスプリンクラーが設置されている場合、漏水対策が施されていること。	○		
	ウ 前室、隣室、廊下等からの浸水対策が施されていること。	○		

⑩ 地震	<p>下記のいずれかの基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PML 10%未満 (PML 3 : 50年間での超過確率10%の損失) ・ PML 10%以上、20%未満 (PML 3 : 50年間での超過確率10%の損失) ・ 1981年6月改正の建築基準法に準拠、かつ耐震性能Ⅰ類相当 (今後50年間に震度6強以上の地震が10%の確率で発生する地域※) ・ 1981年6月改正の建築基準法に準拠、かつ耐震性能Ⅱ類相当 (今後50年間に震度6強以上の地震が10%の確率で発生する地域※) ・ 1981年6月改正の建築基準法に準拠、かつ耐震性能はⅡ類またはⅠ類相当 (今後50年間に震度6弱以下の地震が10%の確率で発生する地域※) ・ 1981年6月改正の建築基準法に準拠 (今後50年間に震度6弱以下の地震が10%の確率で発生する地域※) <p>※文部科学省 全国地震動予測地図</p>	○		
⑪ 避雷	建物及び電源設備には避雷設備を設置していること。	○		
⑫ サーバ室	ア サーバ室は防火区画されたサーバ室用途 (MDF室、ネットワーク室兼用可) 専用の室とし、他の部屋から延焼を受けない措置を施していること。	○		
	イ 内装 (壁、天井、二重床等) は不燃材料を使用していること。	○		
	ウ 間仕切壁、天井、照明器具等、地震の際に落下および損壊の危険のあるものは、落下および損壊防止措置を講じていること。	○		
	エ サーバ室の温度・湿度については、設置する機器の稼働に影響がない温度・湿度に保たれていること。	○		
	オ 空冷パッケージ空調方式の空調機をサーバ室内に設置する場合は、空調機・空調関連用給排水管の設置される床を防水処理し、漏水検知システムの対象とすること。			
	カ 超高感度火災検知システムが設置されていること。			
	キ ビル内の消火システムとは別に、個別系統で制御できるガス系消火システムが設置されていること。			
	ク 漏水を検知できるシステムがあること。			
	ケ その他の対策を講じている場合は、詳細を提案書に記載すること。			
⑬ 非常用発電設備	ア 非常用発電設備の構成は、N+1以上の冗長構成であること。	○		
	イ 非常用発電機の燃料確保量は24時間以上あること。なお、燃料確保量には燃料供給会社の優先供給契約は含まない。	○		
	ウ 燃料供給会社との優先供給契約があること。			

⑭ 空調設備	ア 熱源機器・空調機器の冗長性として、N+1以上の構成であること。	○		
	イ 熱源機器・空調機用電源経路の冗長性として、複数経路となっていること。	○		
	ウ 熱源機器・空調機を稼働させるために必要な設備の電源は、非常用発電機で稼働できること。	○		
	エ 空調用補給水の備蓄量は24時間以上であること。ただし、空冷方式を採用している場合はこの限りではない。	○		
	オ 配管設備は冗長化されていること。ただし、空冷方式を採用している場合はこの限りではない。	○		
⑮ セキュリティ設備	ア 建物及びサーバ室について、セキュリティ管理が行われていること。	○		
	イ 建物のアクセス管理は人・ICカード・生体認証のいずれかであること。	○		
	ウ サーバ室のアクセス管理はICカードであること。なお、アンチパスバックやインターロック制御等による共連れ防止対策を実施していること。	○		
	エ ラックのアクセス管理は以下のいずれかの基準を満たすこと。 ・入館時に鍵を貸与する鍵の貸し出し管理である。 ・センター運用要員が同行し施開錠を実施する、またはICカード・生体認証によるラック扉の施開錠管理である。	○		
	オ 建物のセキュリティ監視はカメラ、侵入検知システムによるもので、画像の記録が実施されていること。	○		
	カ サーバ室のセキュリティ監視はカメラによるもので、モニタリング及び画像の記録が実施されていること。	○		
	キ ラック列単位に死角の無いよう監視カメラを設置し、モニタリング及び画像の記録が実施されていること。	○		
(3) サポート体制（運用管理等）				
① システムの安定運用に努め、改善策等の必要な措置を講じること。	○			
② システム運用・操作に関する問合せヘルプデスクを設置すること。	○			
③ 受信希望者向けに登録方法を記載した手順書を作成すること。	○			
④ 最新のブラウザでもシステムが利用できるような状態を保つこと。	○			
⑤ メンテナンス等で運用を停止する場合は、事前に町へ停止時間を連絡すること。緊急にメンテナンスが必要となった場合はこの限りではないが、事後、速やかに町に報告すること。	○			
⑥ システムに障害が発生した場合は、障害の検知から24時間以内に町に報告するとともに、迅速にシステムの復旧を図ること。これらの対応は24時間体制で行うこと。	○			
⑦ システムの定期メンテナンスの頻度及び時期（補足説明欄に記載すること。）	○			定期メンテナンスの回数 年・月 回 定期メンテナンスの時期 毎月・ 月

5 その他			
(1) 導入・保守費用等			
① メール導入費用（税抜き） ・構築費 ・1か月あたりの運用費	○		※見積書には、構築費と1か月あたりの運用費を記載すること。
② 電話導入費用（税抜き） ・構築費 ・1か月あたりの運用費	○		※見積書には、構築費と1か月あたりの運用費を記載すること。
③ メール+電話導入費用（税抜き） ・構築費 ・1か月あたりの運用費	○		※見積書には、構築費と1か月あたりの運用費を記載すること。
(2) システムの導入実績			
① 地方自治体における導入実績数（〇〇以上）	○		
(3) その他機能			
① その他提供可能な機能がある場合は、詳細を提案書に記載すること。	○		